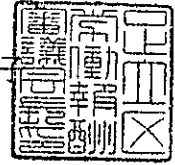


令和6年11月20日

足立区長 近藤 弥生 様

足立区労働報酬審議会
会長 渡部 典子



令和7年度労働報酬下限額について（答申）

令和6年9月5日付6足総契発第965号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、各委員からの意見を付しますので、これを十分尊重し、足立区の入札・契約制度に反映されるよう要望します。

記

1 工事又は製造の請負契約（工事請負契約）に係る労働報酬下限額

令和8年度以降の労働報酬下限額設定に際しては、現年度分の公共工事設計労務単価を基礎とすることも考慮していくが、令和7年度労働報酬下限額については、以下のとおりである

（1）熟練労働者、一人親方

令和6年度の東京都における48職種ごとの公共工事設計労務単価を1時間あたりの単価に換算した額に95%を乗じて得た額とするのが妥当である。

なお、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の3職種については、今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和6年度の東京都における公共工事設計労務単価の平均伸び率を乗じて得た額とするのが妥当である。

（2）熟練労働者以外の労働者

令和6年度の東京都における「軽作業員」の公共工事設計労務単価を1時間あたりの単価に換算した額に73.4%を乗じて得た額とするのが妥当である。

（1時間あたり1,615円）

2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）に係る労働報酬下限額

令和6年度の足立区会計年度任用職員単価（事務補助）を勘案した額とするのが妥当である。

（1時間あたり1,350円）

3 指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

- (1) 保育士については、上記2の労働報酬下限額に100円を加算した額とするのが妥当である。

(1時間あたり1,450円)

- (2) 保育士以外の職種については、上記2の労働報酬下限額と同額とするのが妥当である。

(1時間あたり1,350円)

- (3) 区外に存する施設については、各施設が所在する県の最低賃金額に令和6年10月の最低賃金額改正による増加額を加算した額とするのが妥当である。

ただし、各施設が所在する県の最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とするのが妥当である。

日光 (1時間あたり1,054円)

鋸南 (1時間あたり1,126円)

4 複数年にわたる、契約及び指定管理者との協定に係る労働報酬下限額の取扱い

- (1) 複数年にわたる、工事請負契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額を適用されたい。

- (2) 複数年にわたる、業務委託契約及び指定管理者との協定に係る下限額については、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用されたい。

ただし、平成27年度以前に締結した指定管理者との協定に係る下限額については、東京都の最低賃金額とされたい。

【公契約条例運用に関する各委員からの意見】

- 1 公契約条例の運用にあたり、以下の点について十分検討し、改善が図られることを要望する。
 - (1) 業務委託契約や指定管理者協定の労働報酬下限額として、保育士以外の職種についても、業務内容に応じた下限額の設定を検討されたい。
 - (2) 建設キャリアアップシステムに登録された労働者の就業実績等に基づいた、熟練労働者以外の労働者（見習い・手元）の基準について研究されたい。
 - (3) 公契約現場の実態把握を区職員が定期的に行い、社会情勢等の変化に迅速に対応されたい。
 - (4) 労働者への公契約条例の周知方法として、視覚に訴えるポスター掲示を強化されたい。
 - (5) 適用労働者の範囲として、現場代理人や監理技術者等を追記されたい。
 - (6) 令和8年度以降の工事請負契約の労働報酬下限額設定に際しては、現年度分の公共工事設計労務単価を基礎とすることも考慮すべきである。
 - (7) 工事請負契約の労働報酬下限額のうち、熟練労働者以外の労働者の区分のあり方について検討されたい。
 - (8) 複数年にわたる契約や指定管理の協定において、人件費の増加に対応した契約額等の見直しについて、適切な対応がなされるよう取り組まれない。
- 2 公契約の今後の課題として、以下の点について検討することを要望する。
 - (1) 建設業退職金共済制度の普及徹底を元請事業者に指導されたい。
 - (2) 更衣室やトイレを男女別に設置するなど、女性労働者に対する労働環境整備を進められたい。
 - (3) 週休二日制確保モデル工事や女性活躍モデル工事について検討されたい。
 - (4) 若年労働者の入職者を増やす方策について研究されたい。
 - (5) 社会保険の未加入対策、法定福利費が明記された標準見積書の活用に取り組まれたい。
 - (6) 適正な予定価格の設定と積算根拠の詳細の公開について検討されたい。

以 上